

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の費用負担の見直し
及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設等について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添
資料をご参照ください。

記

1. 概 要 (1) 電線共同溝方式によらない無電柱化は、要請者(開発業事業者等)が
その費用を全額負担するとされていたが、託送供給等約款が変更された
ことにより、一般送配電事業者が負担することになった。
(2) この変更は、令和4年1月から新たに供給申込みの申請手続が行われた
案件から開始される。
2. 通知等資料 (1) 開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の費用
負担の見直し及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設に
ついて(令和4年1月27日 国土交通省都市局都市計画課)
(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅
市街地総合整備事業等における無電柱化の推進に資する一般送配電
事業者の託送供給等約款の変更及び社会資本整備総合交付金におけ
る新たな基幹事業の創設について(令和4年1月27日 国土交通省
都市局市街地整備課・住宅局市街地建築課)
(3) (別紙)無電柱化まちづくり促進事業の概要
(4) (参考)開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の
費用負担の見直し及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の
創設について(令和4年1月27日 国土交通省都市局都市計画課から
都道府県、政令市、施行時特例市宛) 他
※(2)から(4)は全住協HPにも掲載。
3. 参 考 H P (1) 無電柱化について(資源エネルギー庁HP)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/
(2) 無電柱化の推進(国交省HP)
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>
4. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611 以 上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局都市計画課

開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の費用負担の見直し
及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より開発許可行政の適正な執行にご理解、ご協力を賜り、感謝いたします。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等を踏まえ、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」といい、道路管理者に引き継がれない私道を含む。）においても無電柱化が求められています。

今般、開発道路における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

記

1. 一般送配電事業者の費用負担の見直しについて

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、開発道路を整備する事業は「その他これらに類する事業」に含まれると解されています。）において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱

化に係る地上機器や電線等の費用については、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込に先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2. 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、開発道路において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に取り組む開発事業者に対して助成を行う地方公共団体を対象として国が財政支援するものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して開発道路における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて開発許可の事前相談等において財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の託送供給等約款の変更及び社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等により、都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等はこれに含まれます。）により新たに設置される道路においても、無電柱化が求められています。

今般、市街地開発事業等における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

記

1 一般送配電事業者の託送供給等約款の変更について

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は市街地開発

事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用は、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込みに先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は、経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、市街地開発事業等における無電柱化のうち、電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行うものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して市街地開発事業等における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて関係地方公共団体における財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上

無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における生活道路の無電柱化を支援するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金にR4年度より創設。

制度の目的

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設し、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業
 - ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
 - ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
 - ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）
※間接交付の場合、上記の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3）を超えない額

国費率

1 / 2

交付対象

地方公共団体

（参考）生活道路における無電柱化のイメージ



(参考)

事務連絡
令和4年1月27日

都道府県、政令市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部局 御中

国土交通省都市局都市計画課

開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の費用負担の見直し
及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第12条前段等を踏まえ、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」といい、道路管理者に引き継がれない私道を含む。）においても無電柱化が求められています。

今般、開発道路における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、道路管理者等の庁内関係部局と共有するとともに、開発許可の事前相談の段階から開発許可申請者への情報提供等に努めていただきますようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

1. 一般送配電事業者の費用負担の見直しについて

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、開発道路を整備する事業は「その他これらに類する事業」に含まれると解されています。）において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用については、電線共同溝方式と同様に、一般送配

電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込に先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2. 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、開発道路において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に取り組む開発事業者に対して助成を行う地方公共団体も対象とするものであるため、各地方公共団体におかれましては、開発道路における無電柱化に係る補助制度の創設等を行う場合には積極的にご活用ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

(公社) 街づくり区画整理協会 担当者 殿
(公財) 区画整理促進機構 担当者 殿
(一財) 全日本土地区画整理士会 担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課

土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の託送供給等約款の変更及び社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より、都市行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等により、都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等はこれに含まれます。）により新たに設置される道路においても、無電柱化が求められています。

今般、市街地開発事業等における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

記

1 一般送配電事業者の託送供給等約款の変更について

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用は、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込みに先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は、経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、市街地開発事業等における無電柱化のうち、電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行うものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して市街地開発事業等における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて関係地方公共団体における財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上

事務連絡
令和4年1月27日

(公社) 全国市街地再開発協会 担当者 殿
(一社) 再開発コーディネーター協会 担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の託送供給等約款の変更及び社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第12条前段等により、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等はこれに含まれます。）により新たに設置される道路においても、無電柱化が求められています。

今般、市街地開発事業等における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

記

1 一般送配電事業者の託送供給等約款の変更について

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用は、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申

込みに先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。)の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は、経済産業省 HP (以下のリンク先) をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金を含む。)に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、市街地開発事業等における無電柱化のうち、電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行うものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して市街地開発事業等における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて関係地方公共団体における財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

都道府県、政令市、都市再生機構
土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業
及び住宅市街地総合整備事業 主管部局 御中

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の託送供給等約款の変更及び社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について
(情報提供)

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等により、都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等はこれに含まれます。）により新たに設置される道路においても、無電柱化が求められています。

今般、市街地開発事業等における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

1 一般送配電事業者の託送供給等約款の変更について

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用は、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込みに先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は、経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

2 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、市街地開発事業等における無電柱化のうち、電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行うものです。各地方公共団体におかれましては、市街地開発事業等における無電柱化に係る補助制度の創設等を行う場合には積極的にご活用ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上